

## 建設工事の予定価格に関する積算疑義申立手続試行要領

### 1 趣旨

工事の請負契約に係る一般競争入札の公正性を確保するため、一般競争入札の執行に際し、予定価格に関する積算疑義（以下「積算疑義」という。）がある場合の手続きについて必要な事項を定める。

### 2 設計書積算内訳の公表

#### (1) 公表事項

予定価格を決定するために作成した設計書（事後公表設計書）を公表する。ただし、高知県情報公開条例（平成2年3月26日条例第1号）第6条の非開示情報に該当する部分を除く。

#### (2) 公表時期及び方法

入札期限の翌日の午前9時に入札実施機関及び事業実施機関において閲覧に供する。

### 3 申立ての方法

積算疑義の申立ては、積算疑義申立書（様式第1号）を電子メールに添付して、入札実施機関あてに送付する方法とする。疑義申立書を送信したときには、必ず入札実施機関の担当者にその旨を電話で連絡し、受領の確認をすること。

### 4 申立期間

積算疑義の申立期間は、入札期限の翌日から起算して3日目（閉庁日を除く。）の午後5時までとする。

### 5 確認の実施

事業実施機関（本庁の事業主管課を含む。以下同じ。）は、積算疑義の申立てがあったときは、速やかに設計図書の内容を確認するものとする。

### 6 確認結果等の報告

事業実施機関は、違算が発見された場合は、その旨を速やかに入札実施機関に報告するものとする。

### 7 入札手続について

(1) 積算疑義の申立てがなかった場合又は5の確認の結果、積算疑義がなかった場合は、開札を実施する。

(2) 5の確認の結果、違算が発見された場合は、以下のとおり対応する。

ア 入札の条件に変更があり、公正性が損なわれると判断した場合には、当該入札を中止する。

イ 入札の条件に変更がなく、公正性が確保されると判断した場合には、予定価格等を修正したうえで、開札を実施する。

(3) 入札を中止する場合には、入札参加者に対して、開札を中止する旨を通知するとともに入札情報システムにて公表する。

### 8 確認等の期間

5の確認の実施及び7の入札手続について判断する期間は、申立期限の翌日から起算して3日目（閉庁日を除く。）の日までの間とする。

## 9 その他

- (1) 以下に該当するものについては、疑義申立てとして取り扱わないものとし、5の確認は行わないものとする。
  - ア 入札参加者以外の者から提出されたもの
  - イ 3以外の方法によるもの
  - ウ 積算疑義が特定できないもの
  - エ 公告された内容で確認できるもの
  - オ 申立期間終了後に提出されたもの
  - カ 送信されたファイルがウィルスに感染又は破損等により開けないもの
  - キ 入札公告における質疑回答期間中に確認すべきもの
  - ク その他当該入札に直接関係ないもの
- (2) 本規定において定める期限については、入札実施機関において、やむを得ないと判断した場合に、必要最小限の範囲内で延長する場合がある。この場合は、入札参加者にその理由と延長した期限を通知する。
- (3) 本試行要領により実施した入札については、課題等を整理するため、入札参加者に対して意見徴収を実施する。